

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 3 2 年法律第 9 3 号）第 7 条第 1 項の規定により行旅死亡人を本市において火葬したが、当該人の住所などが知れないので、同法第 9 条の規定により告示する。

なお、遺骨は本市東福祉事務所に安置しているので、心当たりのある者は申し出ること。

令和 7 年 1 月 6 日

東大阪市長 野 田 義 和

1 本籍及び住所

不詳

2 氏名、年齢及び性別

不詳 年齢不詳 男性（推定）※頭蓋骨のみ

3 状況

令和 6 年 9 月 1 3 日午前 1 0 時 3 0 分 大阪府東大阪市横小路町 1 丁目 2 番醍醐寺東側約 5 0 0 m の沢内で発見された

死亡日時は白骨化のため不詳